

公 示

小名浜港における外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所を指定する  
公示（平成 19 年小揭示第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 7 月 1 日から適用  
することとしたので、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 22 条第 1 項の規  
定に基づき公示します。

令和 2 年 7 月 1 日

小名浜税関支署長 阪口 清

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

| 交通場所及び貨物の積卸場所                   | 指定に係る条件                                        |
|---------------------------------|------------------------------------------------|
| 3 号ふ頭 3 ～ 7 号岸壁                 | 〔交通〕 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。                 |
| 4 号ふ頭 1 ～ 6 号岸壁                 |                                                |
| 5 号ふ頭 1 号岸壁                     |                                                |
| 6 号ふ頭 1 号岸壁                     |                                                |
| 7 号ふ頭 1 ～ 5 号岸壁                 |                                                |
| 藤原ふ頭 1 ～ 4 号岸壁                  |                                                |
| 大剣ふ頭 1 ～ 4 号岸壁                  |                                                |
| 東港第 1 号岸壁                       | 〔交通〕 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。                 |
| 小名浜石油(株) 1 ～ 3 号危険物栈橋           | 〔交通〕 小名浜石油(株) 正門を経由すること。<br>〔積卸し〕 船用品及び託送品に限る。 |
| 小名浜石油(株) シーバース                  |                                                |
| 小名浜石油(株) 小名浜事業所南岸壁<br>(積卸しに限る。) | 〔積卸し〕 油送管により積卸しするものに限る。                        |
| 小名浜港通船発着所(積卸しに限る。)              | 〔積卸し〕 船用品及び託送品に限る。                             |

注)

- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。